

茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の農地に有害鳥獣（生活環境、農林水産業又は生態系に被害を与える鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の侵入を防ぐ施設を設置する農業者等に対し、市が補助金を交付することにより有害鳥獣による農作物への被害を防ぎ、もって農業経営の安定を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2 補助対象者は、市内で営農している各号に定めるものとする。

- (1) 農業者等で組織する団体
- (2) 農家台帳に記載のある農業者
- (3) 国、大阪府、本市が認めた就農者
- (4) 地域農家及び準農家
- (5) 農地の貸借が確実と見込まれる地域農家候補者

2 前項第5号に定める者は、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金交付申請書（様式第1号）に、農地貸借事前準備同意書（様式第9号）を添えなければならない。

(補助対象及び補助額)

第3 補助対象施設は別表に掲げるものとし、補助対象経費の合計額（当該合計額が設置する防止柵等1メートル当たり2,000円を超えるときは、2,000円に当該防止柵等の長さ（1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額）に10分の3を乗じて得られた額とする。

2 前項の補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第4 本要綱において交付された補助金又は行政機関から本要綱において交付される補助金と同種の目的で交付された補助金により、市内の農地に有害鳥獣防止施設を設置した農業者等は、当該防止施設を設置した日から起算して別表に定める償却期間を経過するまでの間、同一の農地内において新たに本要綱の補助金の交付を受けることができない。

2 防除機能の向上を目的とした有害鳥獣防止施設の設置（以下、「増設」という。）については、前項の規定を適用しない。ただし、増設についての補助は1回限りとする。

3 有害鳥獣による有害鳥獣防止施設の破損の修復については、第1項を適用しない。

(補助対象経費)

第5 補助金の対象経費は、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業に要する経費のうち、施設購入費及び設置材料費（補助金の交付を受けるものが消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）とし、人件費は除くものとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(着手届)

第8 補助金の交付決定を受けたものは、事業の着手後速やかに茨木市有害鳥獣防止施設実施事業着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第6に準じて茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金実績報告書（様式第6号）に事業実績書及び収支決算書を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の補助金交付請求書を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所等に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不適當と認めたとき。

（市長の指示）

第18 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月24日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助要綱の規定は、平成22年度分以後の補助金の交付について適用し、平成21年度分以前の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表

有害鳥獣防止施設の種別	償却期間
電気柵（ポール、電線、バッテリー等を含む。）	8年
ネット柵（杭等を含む。）	5年
金網柵（杭等を含む。） ※有害獣の侵入防止を第一目的に作成されたもの	15年
ワイヤーメッシュ柵（杭等を含む。）	8年
トタン柵（杭等を含む。）	8年